

○ 地域福祉センターを利用することのできる団体の基準

(目的)

第1条 この基準は、白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項第2号に掲げる市内に事務所を有する地域福祉の増進に関する事業を実施するために利用する団体及びそれ以外の団体について基準を定める。

(地域福祉の増進に関する事業を実施する団体)

第2条 地域福祉の増進に関する事業を実施するために利用する団体については、白井市地域福祉団体の認定・登録に関する要綱に基づき認定された団体とする。

(それ以外の団体)

第3条 それ以外の団体については、次の各号のすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行わない団体であること。
- (2) 特定の宗教を支持し、宗教又は教団等を支持する宗教活動を行わない団体であること。
- (3) 代表者が白井市民であること。
- (4) 団体の構成員が5名以上で、構成員の半数以上が白井市民で構成されている団体であること。
- (5) 市内に事務所を有していること。

附 則

(施行期日)

1 この基準は令和2年10月1日から施行する。

(施行期日前に行う使用の許可等に係る団体の取扱い)

2 この基準による施行日以降の利用に係る団体の利用の許可等及び利用料金の徴収その他これらの行為に関し、必要な手続その他の行為は施行日前においてもこの基準の団体として、行うことができる。